

習志野市放課後児童会入退室管理システム導入及び運用業務委託
プロポーザル募集要項

1. 業務の趣旨・目的

本市の放課後児童会室の入室、退室の管理を実施し、児童の安全性の向上、保護者の利便性の向上や情報の確実な共有、職員の業務負担の軽減などにより、児童の健全な育成と事故防止を図り、より安全で安心な児童会運営ができる環境を整備するもの。

2. 業務概要

(1) 業務名

習志野市放課後児童会入退室管理システム導入及び運用業務委託

(2) 業務場所

習志野市こども部放課後児童会(習志野市放課後児童会対象施設一覧)

(3) 業務内容

別紙「習志野市放課後児童会入退室管理システム導入及び運用業務委託仕様書」参照。

(4) 提案上限額

導入費 : 4,243,800円

運用管理費 : 1,235,520円

(5) 業務履行期間

令和4年10月1日から令和5年3月31日

※受注者が継続して事業の実施をすることが妥当であると判断した場合は、最長5年間を限度とし、継続して委託契約を結ぶことができるものとします。

3. 事業スケジュール(予定)

日時	内容
令和4年6月15日	募集要項の公表
令和4年6月15日～令和4年6月20日	質問書受付期間
令和4年6月23日	質問書の回答
令和4年6月23日～令和4年7月1日	参加表明書の受付期間
令和4年7月1日～令和4年7月8日	提案内容確認期間
令和4年7月13日	提案内容確認の回答
令和4年7月20日	審査結果の通知
令和4年7月下旬	契約締結

※ スケジュールについては、状況に応じて変更となる場合があります。変更の場合は別途、市ホームページにてお知らせします。

4. 参加資格要件

本企画提案に参加できる者は、以下の要件全てを満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本委託業務の契約候補者決定の前日6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者。
 - ② 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ③ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (2) 原則、習志野市入札参加資格者名簿の委託区分に登載されていること。ただし、対象業務の特殊性を考慮し、名簿に登載されていない者も参加することができるものとする。なお、名簿に登載されていない者が受注者に選定された場合、すみやかに資格登録をすること。
- (3) この公告の日から参加表明書の提出期限までの間に、習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱(平成18年4月1日施行)に基づく指名停止措置又は習志野市契約における暴力団対策措置要綱(平成12年2月1日施行)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 法人税法(昭和40年3月31日法律第34号)、地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)、消費税法(昭和63年法律第108号)に定める税金を滞納していないこと。

5. 応募手続

(1) 募集要項等の配布

令和4年6月15日(水)に募集要項等を市ホームページに掲載します。様式は、必要に応じダウンロードして使用してください。

(2) 質問書について

募集要項等の内容について次により質問を受け付けます。

① 受付期間

令和4年6月15日(水)から令和4年6月20日(月)午後5時まで

② 提出方法

質問書(別記第9-1号様式)により作成のうえ、事務局(児童育成課)へEメ

ール又はFAXにより提出するものとします。なお、提出後、必ず事務局(児童育成課)へ電話にて受信確認を行ってください。

③ 質問に対する回答

回答は令和4年6月23日(木)に市ホームページに掲載します。

(3) 書類記入に当たっての留意事項

① 各様式に関する事項等

(ア) 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時に定める単位とします。

(イ) 提出書類は返却しません。

(ウ) 提出書類作成に必要な費用は、提案事業者の負担とします。

(エ) 提出後の記載内容の追加、修正はできません。

(オ) 発注者の求める要件に対応した記載がない場合、当該機能等の提案が無いものと判断します。

(カ) 本応募において発注者が取得した個人情報については、当該評価に係る目的以外には一切使用せず、第三者には提供しません。

(キ) 提出書類における個人に関する情報、営業上及び技術上有用な情報以外について、公表することがあります。

(ク) 提案書に含まれる第三者の著作権の使用等に関しては、応募者が第三者の許諾等を得る等、一切の責任を負うこととします。

(ケ) 提出書類はプロポーザルの実施に必要な範囲内において、複製、複写することがあります。

② 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

(ア) 資格要件を満たさない者が書類を提出したとき。

(イ) 書類に虚偽の記載があったとき。

(ウ) 提出方法、提出期限を守らないとき。

(エ) 同一の者が複数の提案をしたとき。

(オ) 選定委員に対し、審査の公平さに影響を与える接触を行ったとき。

(カ) その他選定委員会が不適格と認めたとき。

6. 参加表明書の受付

(1) 受付期間

令和4年6月23日(木)午前9時から令和4年7月1日(金)午後5時まで

(2) 提出書類

① 参加表明書(別記第1号様式)

- ② 参加資格要件確認書(事業実績)(別記第2号様式)
 - ③ 機能要件一覧
 - ④ 別記第3号様式から第4号様式(第4号様式から第7号様式の書式は自由ですが、提出にあたっては別記様式集のどの様式に該当するのかわかるようにしてください。また、用紙はA4を原則とし、A4以上を使用する場合は折り込み、A4に統一してください。)
 - ⑤ 法人の登記簿または登記事項証明書、定款等、その他これらに類する書類
 - ⑥ 貸借対照表、損益計算書
 - ⑦ 会社案内、事業概要
- 参加表明書を提出した者が提出後に参加を辞退する場合は、速やかに文書で届け出てください。

(3) 提出先

事務局(児童育成課)

(4) 提出方法

持参(受付時間は、平日午前9時から午後5時までに限ります。)もしくは郵送または宅配によることとします。Eメール、FAXでの提出は受け付けません。持参による場合は前開庁日までに事務局へ電話連絡してください。郵送、宅配による場合は、封筒に「習志野市放課後児童会入退室管理システム導入及び運用業務委託応募書類在中」と朱書きし、締切日必着とします。なお郵送の場合は書留としてください。

(5) 提出部数

参加表明書(別記第1号様式)、参加資格要件確認書(事業実績)(別記第2号様式)、提案書(別記第3号様式)及び貸借対照表・損益計算書は7部(正1部、副6部)、その他の書類は1部。

正本は、事業者名を記載したものを提出してください。副本6部は、写しで構いませんが、事業者名を特定できないように塗りつぶし等をしてください。

(6) 審査(書類審査)

提出された応募書類を審査し、応募者を選定します。応募者が参加資格要件を満たしていることを確認し、参加資格要件を欠いている応募者は失格とします。

また、提案書の内容については、事務局より内容の確認を連絡する場合があります。

審査の結果については、令和4年7月15日(金)に応募者へ通知いたします。

7. 提案の審査

(1) 選定委員会

契約候補者の選定は、習志野市こども部システム導入等業務に係る候補者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において行います。委員は以下のとおりとします。

委 員	
委員長	こども部次長
副委員長	こども政策課長
委 員	こども保育課長
委 員	児童育成課長
委 員	情報政策課長

(2) 選定方法

選定委員会は、提出された提案書及びヒアリング内容等について、習志野市こども部システム導入等業務に係る候補者選定審査要領に基づき評価を行い、評価が最も高い応募者を業務の契約候補者として選定します。ただし、評価が最も高い応募者が、選定後に参加資格要件を満たさないと認められた場合、または提案書に明記された業務実施体制が著しく変わった場合等は、業務の受注者としての資格を取り消し、次に評価の高い応募者と契約交渉を行います。

なお、選定委員の評価の平均点数が総得点の70%を下回る場合は、契約候補者として選定しません。

8. 選定結果の通知公表

審査の結果については、令和4年7月15日(金)に応募者に通知するとともに、市ホームページで公表します(応募状況及び審査状況により、変更する場合があります)。

審査に係る問い合わせには応じません。また、応募者は、審査及び選定結果に対する異議を申し立てることはできません。

9. 契約協議及び契約

実際の委託料は提案した見積もり金額以内とします。

事務局

〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号

【放課後児童会】書類等提出先

習志野市 こども部 児童育成課 上野・鯨井

TEL:047-451-1151(内線:453) FAX:047-453-9020

Eメール:jido@city.narashino.lg.jp